

# 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（概要）

教育・こども部学校教育室

## 1 主な改正の理由

令和7年1月6日付総務省、外務省及び文部科学省から外国語指導助手の報酬額の見直しに係る通知があったことに鑑み、外国語指導助手の報酬について変更する必要がある。

## 2 主な改正の内容

和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新		旧	
別表第6(第12条関係) 外国語指導助手報酬表		別表第6(第12条関係) 外国語指導助手報酬表	
号給	報酬月額	号給	報酬月額
	円		円
1	<u>335,000</u>	1	<u>300,000</u>
2	<u>345,000</u>	2	<u>320,000</u>
3	<u>355,000</u>	3	<u>345,000</u>
4	<u>360,000</u>	4	<u>350,000</u>

## 3 施行期日

令和7年4月1日

# 和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の 一部を改正する条例制定について（概要）

都市デザイン部建築・開発指導室

## 1 主な改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第171号）等の施行に伴い、新たな手数料の区分を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

## 2 主な改正の内容

### 【和泉市手数料条例】

- （1）原則、全ての建築物について省エネ基準適合義務化（住宅系、300㎡以下の小規模非住宅建築物も適合義務化へ）に伴う省エネ基準適合性判定等の手数料を設定。〈別表2の12、別表2の13、別表2の14、別表2の15、別表2の18及び別表2の19関係〉
- （2）新たな省エネ基準の評価手法（併用法：評価対象により手法を選択する方法）に対する手数料を設定。〈別表2の7、別表2の11、別表2の16及び別表2の17関係〉
- （3）省エネ基準適合認定・表示制度の廃止に伴う手数料設定の廃止。〈別表2の20関係〉
- （4）その他所要の改正を行う。

### 【和泉市建築基準法施行条例】

- （1）建築基準法・建築物省エネ法改正による建築確認・検査対象の見直しや、審査省略制度の縮小、審査・検査時間の見直し等による手数料を改定。
- （2）バリアフリー法施行令改正により劇場等のバリアフリー基準が強化されたことから、法と重複する制限を削除。
- （3）小規模建築物の建築基準関係規定の法適合確認が行える「建築副主事」が規定されたため、所要の整備を行う。
- （4）建築主事を配置した市等の建築物について、民間審査機関において法適合確認が行えるよう規定されたため、所要の整備を行う。
- （5）その他所要の改正を行う。

※手数料額の改正は、大阪府内の特定行政庁で協議を行った上で定めたものであり、大阪府をはじめ、大阪府内の全特定行政庁が同様の手数料額とする予定である。

※改定に係る手数料額はすべて、現在の単価設定に見直しを行い算出したもの。

## 3 施行期日

令和7年4月1日（法の一部改正の施行日と同日）

ただし、【和泉市建築基準法施行条例】（2）についてはバリアフリー法施行令の施行日と同日の令和7年6月1日とする。

# 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 制定について（概要）

総務部総務管財室

## 1 主な改正の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）（公布日：令和4年6月17日、施行日：令和7年6月1日）により、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに拘禁刑が創設されるため、関係条例において所要の規定の整備を行う必要がある。

## 2 主な改正の内容

以下の条例中の「懲役」並びに「禁錮」及び「禁固」を「拘禁刑」に改める

- ・ 和泉市功労者表彰条例（市長公室秘書課）
- ・ 和泉市職員の給与に関する条例（市長公室人事課）
- ・ 和泉市ラブホテル建築規制条例（都市デザイン部建築・開発指導室）
- ・ 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（消防本部総務課）
- ・ 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（消防本部総務課）
- ・ 和泉市議会の個人情報情報の保護に関する条例（議会事務局総務課）

※ 和泉市生活環境の保全等に関する条例（環境産業部環境政策室）については、令和7年4月1日付けで罰則規定を削除予定のため、改正対象外。

## 3 施行期日

令和7年6月1日

## 4 経過措置

- ・ この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。（懲役又は禁錮を科す。）
- ・ 他の条例の改廃時の経過措置で、懲役又は禁錮を科すことについて、なお従前の例による等としている規定を適用する場合は、同期間の有期拘禁刑を科す。
- ・ 他の条例の改廃時の経過措置で、禁錮以上の刑に処せられた者の資格について、なお従前の例による等としている規定を適用する場合は、拘禁刑に処せられた者を禁錮刑に処せられた者とみなす。
- ・ 禁錮又は懲役が定められている罪につき起訴をされた者に対して、この条例による改正後の給与条例を適用する際は、その者を拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

※ 人の資格に関して、禁錮又は懲役に処せられた者を、拘禁刑に処せられた者とみなす経過措置は、法律の規定が適用されるため、条例で規定不要。

# 和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部改正について（概要）

環境産業部環境政策室

## 1 主な改正の理由

令和5年5月26日に、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するために、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）」に改められ、「宅地造成等工事規制区域」に指定された区域の盛土等が規制対象となるが、令和6年4月1日付で和泉市全域が大阪府から「宅地造成等工事規制区域」に指定されている。

これまで和泉市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、「法の施行後も、法による規制と重複して条例による規制の対象とすること」について、条例施行規則により届出のみとしていた。このことについて、顧問弁護士に問題ないことを確認した上で届出を求めてきたが、許可権者である大阪府との情報連携の調整が整ったため、条例における盛土等の規制に関する条文を削除するものである。

### （1）埋立て等の「面積」に関する規制（網掛け部分が条例の規制範囲）

令和6年3月31日以前

	500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup> 超 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上
宅地造成 工事規制区域	(規制なし)	市長の許可 (条例第19条)	知事の許可（旧法第8条） 市長への届出（条例第19条第3号）	
その他の区域	(規制なし)	市長の許可 (条例第19条)		知事の許可（府条例第7条） 市長への届出（条例第19条 第3号）

現在

	500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup> 超 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上
宅地造成等 工事規制区域	(規制なし)	市長の許可 (条例第19条)	知事の許可（法第12条） 市長への届出（条例第19条第3号）	

条例改正後

	500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup> 超 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上
宅地造成等 工事規制区域	(規制なし)	(規制なし)	知事の許可（法第12条）	

(2) 埋立て等の「高さ」に関する規制（網掛け部分が条例の規制範囲）

令和6年3月31日以前

	1m未満	1m	1m超
宅地造成 工事規制区域	(規制なし)	市長の許可 (条例第19条)	知事の許可（旧法第8条） 市長への届出（条例第19条第3号）
その他の区域	(規制なし)	市長の許可（条例第19条）	

現在

	1m未満	1m	1m超 2m以下	2m超
宅地造成等 工事規制区域	(規制なし)	市長の許可 (条例第19条)	崖を生ずる場合	知事の許可（法第12条） 市長への届出 (条例第19条第3号)
			知事の許可（法第12条） 市長への届出 (条例第19条第3号)	
			崖を生じない場合 市長の許可(条例第19条)	

条例改正後

	1m未満	1m	1m超 2m以下	2m超
宅地造成等 工事規制区域	(規制なし)	(規制なし)	崖を生ずる場合	知事の許可（法第12条）
			知事の許可（法第12条）	
			崖を生じない場合 (規制なし)	

※ 法の改正により許可権者が市長から大阪府知事变为ることにより、市が盛土等の情報を把握できなくなることが懸念されたため、令和6年4月1日以降も条例の盛土の規制に関する規定は改正せず、法による大阪府への許可申請時に市にも届出を提出（実績は「2件」でいずれも市街化区域）するようにしていた。

大阪府の担当部署と協議を重ね、事業者等から許可申請があった場合に、市へ情報提供を行うことで調整できたことから、今般条例改正を行うものである。

## 2 主な改正の内容

「第2節 土砂等の処理」に関する条文（第19条から第38条まで）及び関連する罰則規定（第57条、第58条）を削除する。

## 3 施行期日

令和7年4月1日

## 4 経過措置

施行時に申請中の埋立て等に関する許可処分（附則第2項）並びに旧条例による許可を受けた者（附則第3項）、旧条例の許可を取消された者（附則第5項）、旧条例の許可に違反した者（附則第4項）及び旧条例の命令を受けた者（附則第6項）に関する規制・命令・罰則（第7項）等について経過措置を設ける。

# 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

消防本部総務課

## 1 主な改正の理由

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の改正（R6.12.27公布、R7.4.1施行）に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の支給額を引き上げる必要があるため、所要の改正を行う。

## 2 主な改正の内容

別表に以下のとおり勤続年数「35年以上」区分を追加する。

別表

(単位：円)

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上 <u>35年未満</u>	<u>35年以上</u>
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	<u>1,079,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>

赤色下線部分が今回新しく追加する部分。

## 3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

# 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について（概要）

教育・こども部こども未来室

## 1 主な改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正（公布：R6.11.29、施行：R7.4.1）されたため、所要の規定の整備を行う必要がある。

## 2 主な改正の内容

栄養士法の改正（施行：R7.4.1）を受けて、条例第16条第1項第2号で定める家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改める。

## 3 施行期日

令和7年4月1日

## 参考

### ●家庭的保育事業等

…家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業  
本市においては、小規模保育事業を行う施設が1園（みのり小規模保育園）

### ●管理栄養士、栄養士について

- ・管理栄養士…病気を患っている方や高齢で食事がとりづらくなっている方、健康な方一人ひとりに合わせて専門的な知識と技術を持って栄養指導や栄養管理を行う。（厚生労働大臣が認定する国家資格）
- ・栄養士 …主に健康な方を対象にして栄養指導や給食の管理を行う。  
（都道府県知事が認定する国家資格）

※栄養士法の改正（施行：R7.4.1）により、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得することが不要になり、その申請手続や申請手数料の支払いなどの負担が軽減されることとなる。また、都道府県においても、管理栄養士養成施設卒業者に対し、受験資格を満たすための栄養士免許の交付等を行う必要がなくなり、負担が軽減される。

# 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について（概要）

生涯学習部久保惣記念美術館

## 1 改正の趣旨

所定の役割を終えた和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会を廃止

## 2 改正の内容

### 次の附属機関を廃止

教育委員会の附属機関

名称	担当事務
和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会	久保惣記念美術館運営ビジョンの策定に係る調査審議に関すること。

## 3 施行日

令和7年4月1日